

**ヘルパーステーションこだま**  
**ヘルパーステーションこだま 虹・東村山出張所**  
**居宅介護 運営規程**

(事業の目的)

第1条 西都保健生活協同組合が開設するヘルパーステーションこだま（以下「事業所」という）が行う居宅介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（厚生労働大臣が定める者）（以下「居宅介護員等」という。）が障がい者（児）に対し、適正な指定居宅介護等を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 障害者総合支援法の基本理念をもとに身体的、精神的、知的障がいならびに難病により障がいがある方々誰もが自分らしい生き方を追求できる地域社会をめざし、利用者市民の方々と力を合わせて住み慣れた地域で暮らせるよう支援していきます。具体的な支援は、ご自宅で入浴、排せつ、食事等の介助とその生活全般にわたる援助を行っていきます。

二、事業の実施にあたり関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携をはかり総合的なサービスの提供に努めます。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 一、名称 ヘルパーステーションこだま
- 二、所在地 東京都小平市美園町1丁目2番地16号
- 三、名称 ヘルパーステーションこだま 虹・東村山出張所（サテライト事業所）
- 四、所在地 東京都東村山市本町4丁目2番地32号

(職員の職種、員数、及び職種内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職種内容は次の通りとする。

- 一、管理者 常勤1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二、サービス提供責任者 2名以上  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護の利用の申し込みに係わる調整、居宅介護員等に対する技術指導、居宅介護等計画の作成等を行う。  
居宅介護員等 常勤換算2.5名以上（サービス提供責任者含む）  
居宅介護員等は、障がい者（児）の指定居宅介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 一、営業日 月～土曜日までとする。  
ただし、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。
- 二、営業時間 平日午前9時～午後5時・土曜日午前9時～午後12時40分までとする。
- 三、休業日 日曜日

(指定居宅介護等の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の提供方法及び内容、利用料は次の通りとする。

一、居宅介護

身体介護：入浴、排泄及び食事の介護、通院介助

家事援助：調理、洗濯及び掃除等の家事、通院介助

二、指定居宅介護等サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定居宅介護等サービスが法定代理受領のサービスであるときは、その1割とする。ただし、市区町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

三、第8条に定める通常の実施区域を越えて行う指定居宅介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。

四、前項の費用及びその他、利用者等から金銭の支払を受ける場合には、利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(事業の主たる対象者)

第7条 事業の主たる対象とする障がいの種類を次のように定める。

居宅介護：身体障がい者、知的障がい者、障がい児、精神障がい者、難病等対象者

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、小平市・東久留米市・東村山市とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 居宅介護員等は、指定居宅介護等を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告しなければならない。

(身体拘束等の適正化の推進)

第10条 訪問介護員等は、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとし、やむを得ず行う場合にはその態様及び時間、利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

※緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合

- ・利用者本人または訪問介護員等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
- ・身体拘束その他の拘束制限を行う以外に代替する介護方法が無い場合。
- ・身体拘束その他の高速制限が一時的なものである場合。

(虐待防止のための措置)

第11条 指定居宅介護等事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待虐待防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

- 2 虐待の防止に関する責任者を選定する。
- 3 成年後見制度を周知するとともに、制度の利用に当たって必要となる支援を行う。
- 4 苦情解決体制を整備する。
- 5 従業者に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的に（年1回以上）開催すると

ともに新規採用時に必ず実施する。

- 6 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的に（年1回以上）開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。

（ハラスメントについて）

第12条 職場におけるハラスメントによって就業環境が害されることを防止し、適切なサービスを提供できる体制が確保出来るよう努めます。

（事業所における業務継続計画について）

第13条 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な居宅介護等サービスが継続的に提供できる体制を構築し、業務継続に向けた計画の策定、研修の実施、訓練を実施していきます。

（事業所における感染対策について）

第14条

- 一、感染症予防・拡大防止のための委員会を設置、定期的に会議を開催し、その内容について職員へ周知徹底を図ります。
- 二、感染症予防・拡大防止のための指針を整備します。
- 三、職員に対し、感染症予防・拡大防止のための研修等を定期的の実施します。

（事故発生時の対応）

第15条 利用者に対して行う居宅介護等サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市区町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対して行った居宅介護等サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

（その他の運営についての留意事項）

第16条 指定居宅介護等事業所は、居宅介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一、採用時研修 採用時に行う。
  - 二、継続研修 年1回～2回行う。
  - 三、毎月、定例の研修会または事例検討を行う。
- 2、管理者及び居宅介護員等（以下「従業者」という。）は職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3、従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4、この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、西都保健生活協同組合法人と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規定は、令和05年 12月 1日から施行する。

令和06年 4月 1日 改定